

令和6年第8回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月16日(金) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(2名)

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	
4番	
5番	
6番	

4. 欠席委員 12番 柿山 あゆみ

欠席推進委員 3番 常 隆造、4番 實村 秀樹、5番 東 翼  
6番 重 翔太

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(7件)

第2 農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について（1件）

第3 非農地証明願いについて（1件）

## 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 大西 弘祐

### 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和6年第8回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。夏も8月半ばになりましたが、なかなか雨が降らずにですね。局所的な雨が1時間くらい降っていますが、スプリンクラーのあるところはやはりキビも飼料作物も生育が非常に良いのが見受けられます。この時期、本当に雨待ち農業では無いですが、今、関東の方に台風が上陸するという事でニュースでしていますが、島の方もやはり圃場整備とやはり国と県とですね。

今までその未相続登記の土地が多い。そういう問題でなかなか同意が得られず、残っている圃場整備の箇所もございますが、今、またですね。法律も変わりました、今、町が先頭に立ってですね。県・国にですね。またもう一度その過去に圃場整備がなされなかったところをですね。もう1回検討をしてですね。やはりやっっていかなければならないという議論が今進んでおりますので、4、5年すれば、もう一度そのような伊仙町、まあ徳之島全体ですが、徳之島が特に圃場整備がまだできる余地があるという県の方でも申しておりますので、進んでいくものと期待しております。

そういうことで、まず圃場整備をしっかりしてスプリンクラーをひいて、雨待ち農業からの脱却ということでやはりそういうことを本当に進めていかなければ、これから先の農業はやっていけないのではないかなというふうに。自分の牛小屋に行く途中やら、草刈る途中やらでパトロールがてらというのもなんですが、感じているところでございます。

それでは、定刻を過ぎておりますので、さっそく総会に入らせていただきま

す。皆様方の慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 宮永会長、ありがとうございます。本日は農業委員14名中13名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただき事にご意義はございませんでしょうか。

#### 【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、13番委員と14番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案7件です。

議案第1号について、受付番号61号から受付番号67号は所有権移転に関する件です。

受付番号64号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は1,503㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号61号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は2,439㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号63号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は3,872㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号62号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は3,569㎡となっています。申請事由とい

たしましては、贈与です。

次に受付番号66号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は1,816㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号67号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人も阿三在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は1,173㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号65号については、譲受人は阿権在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は2,566㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号61号から67号は別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは只今の説明に関連して、受付番号64号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 64号について、ご説明いたします。先日、8番委員と2番推進委員と調査した結果、何の問題も無いと思いますので皆様方のご審議よろしく申し上げます。  
圃場は、サトウキビが植えてありました。

8 番 只今、5番委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号64号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号64号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号64号は、原案のとおり決定しました。  
次に、受付番号61を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いい

たします。

6 番 農地法第3条許可申請61号について、説明いたします。先般、担当委員とです。ね。調査した結果、何の問題も無いんじゃないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現況としましては、牧草が植えられていて、これはちょっと人に貸しておって返却次第、整地してジャガイモ等を植える予定という話しです。以上です。

2 番 只今、6番委員からご説明があったとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより受付番号61号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号61号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号61号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号63号を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番 農地法第3条許可申請について、63号について、ご説明します。先日、6番委員、1番推進委員と共に調査した結果、特に問題無いと思えますので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現況がローズが植えられてて、今、別の人が植えているんですけど、次、採ったら返してもらおうということで。お願いします。

6 番 63号について、只今、2番委員の説明があったとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号63号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号63号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号63号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号62号について、担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請62号について、ご説明いたします。先日、2番委員、1番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いします。  
なお、上の2筆が牧草、ローズでした。そして、下の方がキビでした。

2 番 只今、7番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号62号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号62号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号62号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号66号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番 受付番号66号について、ご説明します。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思われれます。なお、現状としては、上の3筆が一枚の畑になっていて、現在、飼料草。ローズ、牧草が植えられてる状態でした。下がきれいに耕運されてました。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

9 番 只今、2番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号66号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

**【質疑・意見なし】**

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号66号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成ですので、受付番号66号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号67号について、担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法第3条許可申請67号について、説明いたします。先日、14番委員、6番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく願いいたします。現況は、耕運されておりサトウキビを植える予定です。

14番 只今、3番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしく願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号67号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

**【質疑・意見なし】**

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号67号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成ですので、受付番号67号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号65号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 農地法3条許可申請65号について、ご説明いたします。先日、14番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。なお、現況といたしましては、サトウキビが植えられていました。以上です。

14番 只今、13番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号65号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号65号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号65号は、原案のとおり決定しました。  
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。  
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）については、1議案1件です。議案第2号について、受付番号20号は、お手元の資料のとおりで賃貸借で新規の契約になります。  
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号20号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について、ご説明いたします。

先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりで何の問題も無いと思います。なお、現況としましては5筆共キビを植えてありました。

4 番 20号につきましては、只今、7番委員の説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号20号について、質疑に入りますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号20号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号20号は、原案のとおり決定しました。  
これで日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について」を終了します。  
次に日程第4議案第3号「非農地証明願いについて」を議題に供します。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いについては、1議案1件です。議案第3号について、受付番号1号については、お手元の資料のとおりです。  
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 ちょっと事務局にお尋ねします。  
非農地証明ちゅうのはこれ。前にもあるのかな。初めて見た。

事務局 何度か議題にあがってます。

6 番 これね。宅地化するのかな。

事務局 既に何十年も建ってる。

6 番 建ってるから。それで。

事務局 地目上、畑になってるから。

6 番 非農地にしてから、宅地に変えるということ。

事務協 そうです。

6 番 変えるでしょ。直接、宅地に変えるということはできない訳。今、田んぼになってるでしょ。

事務局 通常は現況証明でやっているところなんですけど、司法書士よっては、これでは登記上とおらないということで、現況証明ではなく非農地証明であがっている。

6 番 そこにあるとおり、家が建っています。20年前って書いてあったんだけど、もっと前から建っていると思いますので。私も近くにおるので。そういうことですから申請書のとおりです。

2 番 6番委員のご説明のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 それでは、受付番号1号について質疑に入りますが、何かご意見等ございせんか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号1号は申請書のとおり決定いたしました。  
これで日程第4議案第3号非農地証明願いを終了します。これで議事は終了いたしました。  
それでは、その他に入りますが、皆様方から何かございせんか。その他に入

りますが。

- 1 1 番 先日、お願いしました。農業者年金の推進ですが、どうでしたかね。  
忙しかったということもあると思いますが、終わるのではなくて、これから引き続き委員の皆さんにはお願いしたいと思います。  
よろしくをお願いします。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。よろしいですね。  
それでは、これで第8回農業委員会総会を終了いたします。  
どうもお疲れ様でした。